

## 平成27年度第2回米子市指定管理者候補者選定委員会会議概要

1 日 時 平成27年5月22日（金） 午後2時開会

2 場 所 米子市役所 3階 第2応接室

3 出席者

委員

片木委員長、高橋副委員長、関委員、大東委員、本田委員、吉田委員

事務局

湯浅経済部長、長井市民環境部長、菅原総務部長、その他関係職員

4 会議概要

[1 開 会]

[2 委員長あいさつ]

[3 運営方法確認]

選定委員会の所管事項・審議方法、会議の非公開、会議情報の外部漏洩の禁止及び利害関係者との接触の回避について確認が行われた。

[4 議 事]

指定管理者候補者の非公募による選定について

(1) 米子市シルバーワークプラザ

事務局から「米子市シルバーワークプラザ」の施設の概要及び指定管理者候補者を非公募で選定する理由について説明し、承認された。

【質疑等】

(副委員長) 資料Bの4の収入及び支出に係る決算の状況について、収入と支出がぴったり1円まで合うことはほとんどない。

清掃業務とか警備業務あるいは施設等保守業務は、外部委託でやっているのか、それとも内部でやったものを金額換算したのか。

(事務局) 一部は外部委託とし、一部は内部でやっている。

(副委員長) 他の施設でも見受けられるが、(収支が)1円までぴったりというのはほとんどあり得ない。

余剰金が出ようが赤字が出ようが、ちゃんと(数字を)出した方がよい。

(事務局) 確かに無理やり(数字を)合わせているところがあるので、外部委託の部分と内部でやっている部分でプラスマイナスが出ると思うが、実際の数字を出させたいと思う。

(関委員) 資料Cの2の使用料収入額が平成24年度から大きく下がっているが、どういう事情があるのか。

(事務局) シルバー人材センターにおいてもなにがしかの収入を確保する必要があるということで、平成24年度から施設利用の働きかけをし、使用料を徴収している。  
大きなもので、県のシルバー連合会の講習等に利用されたが、(ふれあいの里の)駐車場のスペースがネックとなって、平成26年度はほとんど利用されなかった。  
ふれあいの里の駐車場を拡大する計画もあるようなので、それが実現すれば改善するのではないかと期待している。

(委員長) 駐車場の問題が解決すれば、シルバー連合会以外の一般の団体の利用の可能性があるとということか。

(事務局) 利用拡大できるのではないかと考えている。

(吉田委員) シルバー人材センター以外に施設の管理運営をやってみたいという法人はなかったのか。

(事務局) 今のところ、そういう情報はない。

## (2) 米子市観光センター

事務局から「米子市観光センター」の施設の概要及び指定管理者候補者を非公募で選定する理由について説明し、承認された。

### 【質疑等】

(副委員長) 先ほど(シルバーワークプラザ)と同じことで、収入と支出がぴったり1円まで合っているが、無理に合わせる必要はない。

(事務局) これについてもきちんと精査して、実際の数字を出すようにしたい。

(委員長) もし収入が(支出を)上回った場合は、市に(余剰金を)返還することになるのか。

(事務局) (観光センターの場合は)そういうことになる。  
各施設の協定により、余剰金を市に返還することとしている場合もあり、余剰金は指定管理者の収益とすることとしている場合もある。

(委員長) その扱いは、支出が(収入を)上回った場合も同様か。

(事務局) 同様である。

(関委員) 資料Cの4の指定管理料について、平成22年度から平成23年度にかけての変化(増額)はどういう事情があるのか。

(事務局) 平成22年度までは、18時以降の利用者には鍵を貸して利用させていたが、利便性や安全性の向上を図るために管理人を置くこととし、その人件費により増額となった。

(大東委員) 資料Eを見ると、他の施設では事業収入が上がっているが、観光センターでは(事業収入が)上がっていないのはなぜか。

(事務局) 観光センターの場合は、観光案内業務のほか収益を上げる業務は貸館業務だけであり、物品を販売して収益を上げるというような業務は行っていない。

(吉田委員) 観光センターの管理業務として、観光案内や旅館あっせんをどのようにやっているのか。

(事務局) 観光センターに入居する皆生温泉旅館組合に管理業務を行わせることにより、観光案内や旅館あっせんなどの業務を一体として低コストで行われている。

(吉田委員) 皆生温泉旅館組合は家賃を払って入居しているのか。

(事務局) 払っている。

(吉田委員) 観光センターの職員というのは皆生温泉旅館組合の職員を兼務しているのか。

(事務局) そのとおり。

皆生温泉旅館組合として4名の職員を雇用しているが、観光センターの業務に従事する部分に対して賃金を支払っている。

(関委員) 資料Bの1のテナント使用料というのは、皆生温泉旅館組合が支払っているものか。

(事務局) そのとおり。

(委員長) 資料Cの6に「コンベンション施設としての活用は旧態依然として新たな需要の掘り起しまでは至っていない。」とあるが、10月の(選定委員会で)評定票が出てくる段階では、従来と同じなら(評価が)普通と判断され、施設にたくさんの部屋を抱えていながら十分に活用されていないというマイナス評価が表れにくい。

そのことについて、まだまだ改善の見通しは立たないのか。

(事務局) 施設が老朽化しており、エレベーターもなく階段も狭あいであるなど施設の弱点があり、本来ならば市がコンベンション施設として大規模改修をしたいところであるが、諸般の事情でそのようには至っていない。

ビッグシップなどと比較しても、予算規模や人材面で劣る条件の中でよくがんばってやっているとは評価している。

(委員長) 確かにコンベンションセンターは米子駅前という立地条件があり、皆生のこの施設(観光センター)の比較対象にはならないが、皆生温泉の観光と結び付けた活用くらいしか考えられない中で、難しい状況にあるということであろう。

(吉田委員) 資料Cの7のアンケート等の評価に「経費がかかる部分については、改善されない場合があるなど、なお一層の努力が必要と思われる。」とあることに対し、資料Dの所管課のモニタリング評価は全てA(優良)とかB(良好)の評価となっている。

(事務局) アンケートでは、階段やトイレなど設備面の改善について大きく指摘されている。しかしながら、(市の)諸般の事情により改善することが難しいということで、(指定管理者に対する市の)評価が少し甘くなっている。

(委員長) 階段、トイレや照明の暗さの改善などは、指定管理者の責任範囲と言うよりは、市の責任範囲になってこないか。

(事務局) 小規模な修繕は指定管理者が行い、大規模なものは市が行うという取決めがあるが、今言われたものはほとんど市の責任範囲になる。

諸般の事情でというのは、大きな経費のかかる改修の必要性や緊急性の判断で後回しになっているということなので、お汲み取りいただきたい。

(委員長) 階段、トイレ、暗いというのは基本的な利用条件に関わる部分であり、優先順位があるといっても施設単体で評価するのか、皆生温泉の中心施設として位置付けるのかによって評価が違ってくるのかもしれない。

(関委員) コンベンション施設としての活用について、どこまで観光センターの役割として位置付けるのか検討が必要である。

コンベンション施設としての活用というところにこだわりすぎずに、現状評価と機能分化を考えて、お金をかけずに利活用するという視点で考えていただくとうい。

(大東委員) 施設の老朽化という問題があると言うのなら、資料に写真くらいは付けてもらわないと委員として判定しにくい。

(委員長) その点は改善可能だと思うので、今後の課題として、特別に指摘があるような場合は写真を載せてもらうようにしたらよい。

### (3) 米子市淀江温浴施設 ほか

事務局から「米子市淀江温浴施設」、「米子市伯耆古代の丘公園」及び「上淀白鳳の丘展示館」の施設の概要並びに指定管理者候補者を非公募で選定する理由について説明し、承認された。

#### 【質疑等】

(関委員) 株式会社白鳳の設立経緯や指定管理者制度適用前の施設管理の状況について、詳しく聞かせてほしい。

- (事務局) 設立は平成6年6月15日で、資本金は1億2千万円。  
会社設立の目的としては、地域の文化的・経済的發展に資するため、(旧)淀江町の資源である石馬、上淀廃寺跡、妻木晩田遺跡などの史跡、農産物を活用した新しい観光産業おこしの実践を目的としている。  
操業理念としては、名水百選の本宮(の水)やどんぐりを利用した郷土料理など、地域の食文化の継承・發展に資することとしている。  
第3セクターであり、米子市も45.8%の株式を所有している。  
淀江温浴施設については、オープン当初から株式会社白鳳に委託料なしで管理運営委託しており、平成18年度から指定管理者制度を適用している。  
伯耆古代の丘公園については、開設当初は(旧)淀江町教育文化事業団が管理運営していたが、途中から株式会社白鳳への管理運営委託とし、平成18年度から指定管理者制度を適用している。  
上淀白鳳の丘展示館については、昭和60年から(旧)淀江町の歴史民俗資料館として(旧)淀江町教育文化事業団が管理運営をしていたが、上淀廃寺跡のガイダンス施設として増築リニューアルするために一時休館しており、その後集客のテコ入れのために他の施設(淀江温浴施設・伯耆古代の丘公園)との一体管理運営とし、平成23年度から株式会社白鳳を指定管理者として管理運営している。
- (関委員) 合併前の旧市町村の(施設の)一体的な活用を進めるということは、とても重要な視点だと考えており、今後のまちづくりの拠点としてかなり期待できる第3セクターかと思う。  
株式会社白鳳へ管理運営を統合してきたという経緯だが、今後もそのような可能性を探りながら、新しいまちづくりの重要な拠点としてやっていくということは、他の事例も含めてあり得ることかと思う。
- (吉田委員) 資料Cを見ると、指定管理料の(支払が)ある施設とない施設があるが、契約は一本なのか。
- (事務局) 3施設一本の契約だが、指定管理料の支払いのある施設の会計については、株式会社白鳳の中でそれぞれ別立ての会計区分をさせている。
- (吉田委員) 株式会社白鳳(という会社)としては、赤字なのか黒字なのか。
- (事務局) (過去には)赤字のこともあったが、平成26年度に関しては現在計算中である。
- (吉田委員) 株式会社白鳳の出資者は、米子市以外にどのような者か。
- (事務局) 個人、商工会、漁協や農協などがある。
- (副委員長) 資料C2とC3を見ると、指定管理料に毎年増減があるが、何か理由があるのか。

(事務局) 管理業務の中の上淀廃寺跡の除草作業などについて、作業人員や機材等の経費を(伯耆古代の丘公園と上淀白鳳の丘展示館の)どちらの会計区分に含めるかによって変動している。

指定管理料は一括の支払いであるが、株式会社白鳳の各施設の会計区分の決算によって各施設の指定管理料を区分している。

(副委員長) 株式会社白鳳は、この3施設以外にも業務を行っているのか。

(事務局) 市の3施設のほか、自社施設の「どんぐり館」を運営している。

(副委員長) 市の施設と自社施設の間の人件費の付替えなどが心配になるが、そのあたりの確認をどうしているのか。

先ほどの(上淀廃寺跡の)除草のこともあり、他の部分(市の施設と自社施設の間)でもそういうことがあるのではないか。

(事務局) 賃金台帳の突合せなどは行っていないが、人員の配置については所管課が現地で確認している。

各施設の職種構成などから、市の施設と自社施設の間での職員の融通はしにくい状況であると思う。

(吉田委員) 3施設一体の指定管理料は、どのように積算するのか。

(事務局) 淀江温浴施設については自主運営により指定管理料なしとし、伯耆古代の丘公園と上淀白鳳の丘展示館については両施設の人件費や固定費の積算をさせ、その妥当性を判断して決定する。

(吉田委員) 各施設個別の積算をしているのに、現実には(除草の)経費をあちらの施設に付れたりこちらの施設に付れたりしているので分かりにくい。

(事務局) 全体の指定管理料としては何も変わらないが、今後は誤解を招かないためにも、どちらの施設かを特定して経費を計上するよう株式会社白鳳と協議して決めたい。

(委員長) 方法としてあまり不合理にならないように、(会計の)区分を明解に説明できるようにするという事であろう。

(大東委員) 伯耆古代の丘公園を見ると(使用料の)収入と支出の差が大きく、支出はほとんどが人件費であり、民間事業者なら撤退するところであるが、市としては非効率施設であっても文教施設として存続させる必要があるのか。

(事務局) 公園の管理運営のほかに国の史跡、古墳の管理業務も含んでおり、人件費は高額となっているが、市の責務として管理運営を行っている。

#### (4) 米子市淀江農林産物直売施設

事務局から「米子市淀江農林産物直売施設」の施設の概要及び指定管理者候補者を非公募で選定する理由について説明し、承認された。

【質疑等】 特になし

#### (5) 米子水鳥公園 ほか

事務局から「米子水鳥公園」及び「米子水鳥公園ネイチャーセンター」の施設の概要並びに指定管理者候補者を非公募で選定する理由について説明し、承認された。

【質疑等】

(関委員) 資料Cの5の管理体制に理事・監事とあるが、有給の理事・監事なのか。  
また、平成25年度から体制が変わっているが、それも含めて教えてほしい。

(事務局) 常務理事のみ有給で、その他は無給である。  
平成25年度に(財団法人から)公益財団法人へ移行したことによる体制変更である。

(関委員) (理事・評議員・監事は)具体的にどのような仕事をしているのか。

(事務局) 運營業務に関わることのほとんどが理事会で決定される。  
理事の選任については評議員会に委ねられている。

(副委員長) 平成25年度は50万円程度の赤字となっているが、この部分については公益財団法人が補填しているのか。

(事務局) この財団は、水鳥公園を管理運営するために鳥取県と米子市がそれぞれ1億5千万円ずつ出資をして設立した財団であり、その(基金の)運用益から(赤字を)補填している。

(大東委員) (資料Cの8に)「開館当初の観光施設の位置づけから環境学習の拠点へと変遷しており、」とあるが、どういう背景で位置づけが変わったのか。

(事務局) 水鳥公園については、ネイチャーセンター条例に環境学習というのが施設の目的であるとしているが、当初は観光課が所管していた。  
施設の目的から観光課が所管することは適当でないとの議会からの指摘や、実際に観光客が減少してきたということもあり、環境学習を中心に運営していくこととして環境政策課に所管換えした。

(関委員) 環境学習施設として職員の専門性が重要になってくるが、指導員の具体的な業務内容を教えてほしい。

(事務局) 正職員の指導員が2人いるが、それぞれ大学で植物・昆虫などについて学んだ専門家である。

その専門性を生かした来訪者へのガイド的な部分が(業務として)大きい。  
研究・データ収集などの業務も行っており、施設の運営に生かされている。

(関委員) (指導員の)専門性を高めるための研修などは行われているか。

(事務局) (指導員は)野生鳥類等に関する日本有数の有資格者であり、国際的な会議などへ専門家として招へいされているし、もちろん自主的に研修などにも参加している。

## [5 その他]

次回の会議は、5月28日に開催することが確認された。

## [6 閉会]